

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年7月18日～2019年7月24日)

令和元年(2019年)7月26日

| H E A D L I N E S   |   |
|---|---|
| <b>政治</b><br>第二次世界大戦博物館分館の建設に関する特別法をめぐる動き<br>LGBT権利擁護デモにおける衝突に関するモラヴィエツキ首相の発言<br>ジョンソン英国首相の就任を受けてのチャプトヴィチ外相発言   | <p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p> <p>問合せ先:大使館領事部 電話:22 696 5005 Fax:5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p> |
| <b>治安等</b><br>制服組織職員への年金支給基準の緩和<br>ビャウストクで開催されたLGBT権利擁護デモにおける衝突<br>金銭目的の犯罪の増加<br>ワルシャワにおける日本車盗難被害の現状<br>ポーランド警察創設100周年記念式典の開催<br>連続ATM強盗の拘束   |   |
| <b>経済</b><br>下院、障害者向け500+手当法案を採択<br>下院、付加価値税改正法案を採択<br>ポーランド、欧州投資銀行での存在感を強める可能性<br>ドゥダ大統領、26歳以下を対象とした個人所得税免税法案に署名<br>6月のM3マネーサプライ<br>6月の失業率<br>今後の経済成長とインフレ圧力<br>デジタル課税の動向<br>5Gに関する動向<br>鉄道関連動向<br>オストロウエンカ石炭火力発電所の動向<br>EVインフラ関連動向<br>電気料金補償法の施行<br>ワルシャワへのEV導入動向<br>太陽電池関連動向 |   |
| <b>大使館からのお知らせ</b><br>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意<br>欧州でのテロ等に対する注意喚起<br>「たびレジ」への登録のお願い<br>国際機関への就職に関心がある皆様へ<br>大使館広報文化センター開館時間文化行事・大使館関連行事   |   |
| 在ポーランド日本国大使館<br>ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>  |   |

## 政治 内政

### 第二次世界大戦博物館分館の建設に関する特別法をめぐる動き【19日～20日】

19日、下院は、第二次世界大戦博物館分館の建設に関する特別法に対する上院の修正案を可決し、大統領に送付した。同法案では、1939年のドイツによるポーランド侵攻で最初の戦闘が行われた、ヴェステルプラッテの土地を政府の所有とし、同土地にグダンスク市内に所在する第二次世界大戦博物館の分館を設立するとしている。

20日、ドゥルキエヴィチ・グダンスク市長は、同法の成立過程には多くの規則違反があるとして、大統領に対し、同法案の署名拒否または憲法法廷への

送付を要請する書簡を送付した旨発表した。

### LGBT権利擁護デモにおける衝突に関するモラヴィエツキ首相の発言【23日】

23日、モラヴィエツキ首相は、20日のビャウイストク市でのLGBT権利擁護デモにおける衝突に関し、同デモ時に発生した出来事は絶対に許容できない行為であると強く非難した。また、同首相は、ポーランドには攻撃的な態度や他の人間に対する野蛮な行為の余地はなく、市民の安全の保障は、我々及び与党「法と正義」(PiS)のDNAに刻まれている旨述べた。

## 外交・安全保障

### ジョンソン英国首相の就任を受けてのチャプトヴィチ外相発言【24日】

24日、チャプトヴィチ外相は、同日のジョンソン英国首相の就任を受け、ポーランド国営通信社に対し、同首相は Brexit の強固な支持者であるとした上で、

最良の解決策は(Brexit後の)新しい状況に適合する猶予を与える、交渉による合意に基づくものであり、手詰まり状態を打破する同首相の提案を待っている、と述べた。

## 治安等

### 制服組織職員への年金支給基準の緩和【19日】

19日、下院は、制服組織職員に対し25年間の勤務を条件に年金を満額支給することを定めた法改正案を可決した。同支給は、警察、消防、公安庁(ABW)、対外諜報庁(AW)、国家警護局(SOP)等の職員が対象となる。今次法改正は、労組と省庁の合意に基づいて起案されたもので、成立した場合、55歳まで勤務しなくともこれら制服組織職員は年金の満額受給が可能となる。

### ビャウイストクで開催されたLGBT権利擁護デモにおける衝突【20日】

20日、ビャウイストクでLGBT等の性的少数者の権利擁護を訴えるデモ行進が初開催され、約1,000人(警察発表800人)が参加した。同デモ行進は、当初からカトリック教会や右派系団体から反発を受けており、デモ行進前にヴォイダ・ビャウイストク大司教などカトリック教会関係者が同行進に対する非難声明を発売したほか、右派系団体等によるカウンターデモも実施された。警察は、警察官800人を動員し、両デモ行進参加者を分断するなどして安全確保に努めたが、カウンターデモ参加者が繰り返しデモ行進の進路を妨害したほか、デモ参加者が使用するLGBTを象徴する虹色のバナーを燃やして挑発したり、発煙筒等を投げたり、罵声を浴びせたりしたため、催涙ガスを使用して暴徒を制圧した。シュムチェック国

家警察長官は、民法テレビ局TVN24に対し、今次警備における主要脅威はフリーガンによる攻撃で、デモ参加者に負傷者は発生しなかったとし、本件に関連して36人の身柄を拘束したと述べた。警察は、ビャウイストクに本件に関する特別捜査本部を設置し、違反者の特定を進めており、これまでに違法行為を行い公的秩序を乱した容疑で52人の身元が特定されている。

### 金銭目的の犯罪の増加【24日】

国家警察本部の統計によると、ポーランドにおける暴行、強盗等の認知件数は前年同期から減少したものの、金銭目的の犯罪が増加傾向にある。侵入盗は約4万件(前年同期比約3,500件増)、窃盗は約4.9万件(前年同期比約2,200件増)で、ドルノシロンスキエ県、シロンスキエ県での被害が目立つ。

### ワルシャワにおける日本車盗難被害の現状【24日】

ポーランド国内での自動車盗難の約半数はワルシャワ都市圏で発生しており、ワルシャワでは日本車を標的とした盗難事件が多数確認されている。TVN24によれば、ワルシャワでは、トヨタ、マツダ、ホンダの中型車やSUVの被害事例が多いとされる。警察は、現行の刑法では車両盗難への罰則が不十分として、抑止には刑法の改正が必要と主張している。

**ポーランド警察創設100周年記念式典の開催【24日】**

24日、ワルシャワ市内中心部のピウスツキ広場でポーランド警察創設100周年を祝う記念式典が開催され、ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相が出席し、祝辞を述べた。ポーランド警察は再独立後の1919年7月24日に創設されており、24日がちょうど100周年に当たる。

**連続ATM強盗の拘束【24日】**

警察は、グディニャで、欧州各地でATMを爆破し内部の現金を盗む手口での強盗を繰り返し行ったとして男2人を拘束した。両人は、ポーランド国内では、ワルシャワ、ルブリン、ジェシェフで同様の手口で強盗を行ったことが確認されており、チェコ、オーストリア、スロバキア、スロベニアでも同様の強盗をした疑いがある。

**経 済****経済政策****下院、障害者向け500+手当法案を採択【19日】**

19日、下院は18歳以上の障害者を対象に月額500ズロチを支給する社会保障法案を採択した。同法案によると、18歳以上で就労及び自立が困難で、他の手当を受け取っていない、もしくは手当が1,100ズロチ未満の人々が受給対象となる。10月1日の施行を予定している。

**下院、付加価値税改正法案を採択【19日】**

19日、下院は付加価値税(VAT)改正法案を採択した。同法案は、11月1日以降、請求書の総額が15,000ズロチ以上となる場合にVAT分の支払い口座を別にする「split payment」を義務付けるものであり、対象となる製品及びサービスの一覧は法案別表に記載されている(総額が15,000ズロチ未満の場合は任意)。財務省は、本件義務化により、税徴収の効率化、VAT差損の減少や不正

防止に繋がると期待している。

**ポーランド、欧州投資銀行での存在感を強める可能性【23日】**

EU閣僚理事会は、英国のEU離脱後に欧州投資銀行(EIB)へのポーランドの出資比率を4.57%に引き上げる案に合意した。ポーランド人が経営委員会の副総裁ポストを獲得する可能性があり(任期は6年)、候補者の一人としてクフィエチンスキ投資・開発大臣の名前が挙がっているという。

**ドゥダ大統領、26歳以下を対象とした個人所得税免税法案に署名【24日】**

24日、ドゥダ大統領は、26歳以下の若者を対象とした個人所得税免税法案に署名した。同法は8月1日に施行予定で、年間所得が85,528ズロチ以下の場合には課税額が0%となる。

**マクロ経済動向・統計****6月のM3マネーサプライ【22日】**

ポーランド中央銀行によると、6月のM3マネーサプライは前年同月比9.3%増の約1.48兆ズロチとなった。家計預金は8,412.6億ズロチ(前年同月比4.4%増)、法人預金は2,799.5億ズロチ(前年同月比2.6%減)となった。また、家計負債は7,471.6億ズロチ(前年同月比3.3%増)、法人負債は3,875.7億ズロチ(前年同月比0.

9%増)となった。

**6月の失業率【23日】**

中央統計局(GUS)によれば、6月の失業率は5.3%と前月から減少し、6月末時点の登録済み失業者数は877,100人に減少した(5月末時点では906,300人)。

**ポーランド産業動向****今後の経済成長とインフレ圧力【19日】**

アナリストの論調によれば、今後、ポーランド経済は年平均4.2%の水準で経済成長すると予測されている。経済成長は多少鈍化するものの、堅調な国内消費により、物価はコストプッシュ型のインフレ圧力による上昇傾向の維持が指摘されている。

**デジタル課税の動向【23日】**

財務省は、2018年3月に提起されたEUデジタルサービス指令の国内法への準拠に伴う税制作業を継続中である。財務省は、現在の課税制度は、21世紀におけるデジタル経済の環境に未適合であり、公正なルールの下で税徴収を行う必要がある旨指摘した。デジタル課税の議論は国際フォーラムでも行われており、2020年末までに、OECDが

### 5Gに関する動向【23日】

5G周波数の通信事業者に関する第一回入札は、9月以降に予定されており、現在、電気通信局(UKE)と通信事業者の間で初期段階の協議が行われている。ポーランドが欧州委員会に提出した5Gに係るリスク評価報告書も9月まで公表されない見

通しである。

### 鉄道関連動向【23日】

ポーランドでは、2016年から2023年にかけて、延長9,000kmの線路更新等を含む鉄道計画が進められており、2018年の支出額は、配分額の76%となっている。同計画については、いくつかの地域で鉄道接続に関する作業の遅れが見られる。

## エネルギー・環境

### オストロウエンカ石炭火力発電所の動向【18日】

エネルギー省は、オストロウエンカC火力発電所での作業進捗を早めるよう企業に苦言を呈した。ポーランドは、GE・アルストム連合等の事業会社に約5億ズロチを既に支払っており、全体として8.9億ズロチが浪費されているとされる。報道では、資金源、建設コスト、経済性等の懸念が指摘されている。

料金の差額分を還付される。同法は2019年9月から施行され、同基金には27億ズロチ規模の予算が計上されている。

### EVインフラ関連動向【18日】

国営石油企業 Lotos のヴィトストック副社長は、同社が2020年3月までに新たに38か所のEV充電ステーションを立ち上げると述べた。同社は、既にワルシャワ・グダンスク間の道路等に12の充電ステーションを設置しているが、今後、ポーランド北部や中心部だけでなく、西部・南部にも設置を拡大することを検討している。

### ワルシャワへのEV導入動向【23日】

ポーランドの大手車両企業 Solaris Bus and Coach は、130台の電気バスをワルシャワ市に納入予定と発表した。このうち半数の調達に関しては、EUのインフラ環境プログラムから支出される。第1段階として、2020年の早い段階で18台の電気バスが導入される予定。

### 電気料金補償法の施行【22日】

約6か月の議論の末、トフジェフスキ・エネルギー大臣は、電気料金補償関連法案に署名した。電力最終需要者(事業者)は、2018年基準と現行の電気料金の低い方で請求書を受け取り、電気供給者(電力企業等)は、価格差額支払基金から電気

### 太陽電池関連動向【23日】

政府は、太陽電池の設置を計画している個人家主に対して、補助金を支給する計画を発表した。コヴァルチク環境大臣によれば、同計画により、新たに約20万の太陽電池が設置され、ポーランドの太陽電池の総容量は数千kWになると期待されている。モラヴィエツキ首相は、同プログラムについて、EUの気候変動対策方針に沿うものと述べた。また、トフジェフスキ・エネルギー大臣は、同プログラムは2kWから10kWの設置を範囲として検討していると述べた。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国に



において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年7月現在): 26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### **欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **国際機関への就職に関心がある皆様へ**

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール:

info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

**【開催中】日本ポーランド現代美術展【7月8日(月)～31日(水)】**

ポズナンにて、A-21国際美術展およびポズナン美術大学共催による『日本ポーランド現代美術展』が開催中です。入場料は無料です。

開催場所: ポズナン, Muzeum Archidiecezjalne, Jana Lubrańskiego 1

詳細: [www.a21japan-art.de](http://www.a21japan-art.de)

**【予定】折紙ワークショップ【8月7日(水) 17:30】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、子供・大人向け折紙ワークショップが開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。参加登録: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

**【予定】欧州相撲選手権大会・国際ポーランド相撲選手権 Poland Open 2019・ポーランド相撲連盟 15周年【8月9日(金)～10日(土)】**

クロトシンにて、ポーランド相撲連盟主催による『欧州相撲選手権大会・国際ポーランド相撲選手権 Poland Open 2019・ポーランド相撲連盟 15周年』が開催されます。

開催場所: クロトシン, クロトシン市立公園

詳細: <http://www.pzsumo.org/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))